

能登町建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成17年能登町告示第15号）新旧対照表

新	旧
<p>(指名審査委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の委員会の委員は、<u>副町長</u>、総務課長、関係課長等をもって充てる。</p> <p>3 委員会の長は、<u>副町長</u>をもって充て、<u>副町長</u>不在の場合は総務課長がその職務を代理する。</p>	<p>(指名審査委員会)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の委員会の委員は、<u>企画財政課長</u>、総務課長、関係課長等をもって充てる。</p> <p>3 委員会の長は、<u>企画財政課長</u>をもって充て、<u>企画財政課長</u>不在の場合は総務課長がその職務を代理する。</p>

附 則

この告示は、令和4年4月27日から施行する。